

◎新潟県告示第771号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和7年8月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 次第浜新発田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
北蒲原郡聖籠町大字次第浜字柿木3534番1から	新	10.4～20.7メートル	135.6メートル
同郡同町大字次第浜字柿木3310番まで	旧	9.1～10.8メートル	128.8メートル